

社会福祉法人 報恩会

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 報恩会（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めること目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の勤務報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、第8条に規程する定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第3項に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の勤務報酬月額等は別表第1・法人職員兼務は別表第2のとおり報酬額を定め、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式より算出された額を上限とする。
- 3 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとする。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(交通費)

第7条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、旅費規程をもって支給するものとする。

(役員出席報酬等)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たったとき及び理事会・評議員会に出席したときは、日当とし次の各号に定める額を支払う。なお、支払いは同日現金支給とする。

- (1) 役員 3万円 (所得税控除後)
- (2) 評議員 1万5千円 (所得税控除後)

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。また、本規定は理事改選の都度審議する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程の改正は、令和元年7月1日からとする。

別表第1「常勤役員の報酬」

(万円)

役職名	役員報酬額	支給対象
理事長	月額 90	常勤役員6年以上の者に限る
常勤理事	月額 30	常勤役員3年以上の者に限る

別表第2「法人職員兼務の常勤役員の報酬併給」

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。賞与は、月額掛け1乗とする。また、役員報酬と職員本俸の合計が下記の月次報酬等合算上限額の範囲内とする。

(万円)

役職名	役員報酬額	月次報酬等合算上限額
理事長	月額 45	合算上限月額 110
常勤理事	月額 15	合算上限月額 60

別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」

(算出数式) 最終報酬月額×在籍年数